

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月

私は、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、納付記録が確認できないとの回答をもらった。

私は、A社を退職してから間もなくB市役所の窓口で国民年金の加入手続をしたが、私の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者になった日は、昭和 61 年 8 月 31 日と記載されており、同年 8 月分の保険料も納付していると思う。

申立期間について、国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、社会保険庁の記録及びB市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、昭和 61 年 9 月 1 日とされているが、A社が提出した退職稟議書及び職員カードにより、申立人が同年 8 月 30 日に当該事業所を退職したことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和 61 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、申立人の所持している年金手帳には、同年 8 月 31 日に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載があり、B市国民年金課の担当者は、「その日付は、当時の担当者が、申立人の年金手帳に記載したと思われる。」としているとともに、同担当者からは、「国民年金被保険者名簿の各年度の処理欄は、国民年金保険料が納付された月は、通常、該当月の欄に納付を示すスタンプを押していた。」としているところ、国民年金保険料を納付済

みである 61 年 9 月から 62 年 9 月までの期間について、申立人の当該名簿には、納付を示すスタンプが押されていないことから、申立人の国民年金の資格記録及び保険料の納付記録に係る記録管理が適正に行われていなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和18年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月5日から20年9月4日まで

私は高等小学校を卒業後、昭和18年4月5日から21年3月19日まで、A社に継続して勤務していた。入社当初は、A社の青年学校で船の構造や機械の使い方を勉強しながら工場で実習をしていた。当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、20年9月4日から21年3月20日までの期間のほかには加入記録が確認できない旨の回答があった。

申立期間について、同期入社の人には厚生年金保険の加入記録が確認できるのに、自分の記録が確認できないのは納得できない。

当時の給与明細書等は保管していないが、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ高等小学校を卒業し、A社に同期入社したとする同僚及びA社の青年学校で申立人と同級生であったとする同僚の証言により、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたものと推認される。

また、申立人は、「A社に入社した当初は、A社の青年学校で船の構造や機械の使い方を勉強しながら工場で実習をしていた。」としているところ、申立人が氏名を覚えている同僚は、申立期間において当該事業所に係

る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、「申立人と同じ高等小学校を卒業して、申立人と同じ時期にA社に入社した。入社当初は、申立人と同様にA社の青年学校で船の構造などを勉強しながら、工場で実習していた。」としていることから、申立人が当該事業所に入社した当初において、申立人とその同僚の勤務形態に大きな違いは認められないほか、社会保険庁の記録上、昭和18年4月5日付けでA社に係る被保険者資格を取得し、かつ、事情を聴取することができた者の中で、A社の青年学校に在籍していたとしている4人（申立人が氏名を覚えている同僚を含む。）のうち3人は、本人が記憶している勤務期間と当該事業所に係る被保険者記録が一致しているとしている（残り1人は勤務期間と当該事業所に係る被保険者記録が一致しているかどうかは不明としている。）。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主の所在は不明であり、これを確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和20年9月4日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る18年4月から20年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る事業所における資格喪失日は、平成3年4月12日であったと認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間②の標準報酬月額を20万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間③の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①平成2年9月1日から同年12月31日まで
②平成2年12月31日から3年4月12日まで
③平成7年4月1日から同年11月1日まで

私は、社会保険事務所の訪問調査により、A社に係る標準報酬月額及び資格喪失日並びにB社に係る標準報酬月額が、いずれも、私の退職後、かつ、事業所が全喪した後に遡及して訂正されている可能性があることを初めて知った。

A社での給与は手取りで15万円から16万円くらいであり、B社での給与は手取りで約25万円であったと思う。

私は、A社では、理事の肩書で、主として営業を担当しており、B社では、常務取締役であったが、事業主や事務の担当者から被保険者資格を遡及訂正するというような話は聞いておらず、申立期間に係る標準報酬月額と資格喪失日の記録を遡及訂正される前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録において、当初、当該事業所における申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が20万円及び申立期間②に係る資格喪失日は平成3年4月12日と記録されていたところ、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成3年12月31日）の後の4年8月12日付けで、標準報酬月額が2年9月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていること、及び資格喪失日が2年12月31日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「自分は、理事の肩書で、主として営業を担当しており、商品の販売及び販路開拓に従事していた。事業主や事務の担当者から被保険者資格を遡及訂正する（そきゆう）というような話は聞いていない。」と主張しているところ、当時の当該事業所に係る定款等により申立人が理事であったことを確認できない上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録が確認できることを踏まえると、申立人は、当該事業所において、理事でなく職員として位置付けられていた可能性がうかがえる上、当時の事業主は、「その当時、保険料を滞納していたので、社会保険事務所の担当者（そきゆう）に呼ばれ、相談に行ったことは覚えている。保険料の滞納を解消するために遡及訂正したと思うが、詳細については覚えていないし、申立人に説明したかどうか覚えていない。」としていること、及び申立人が被保険者資格を喪失した日から約1年4か月後に遡及訂正（そきゆう）されていることを踏まえると、申立人が標準報酬月額及び資格喪失日の遡及訂正（そきゆう）について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額及び資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た20万円に訂正することが必要であるとともに、申立期間②に係る資格喪失日は、事業主が当初届け出た平成3年4月12日に訂正することが必要である。

申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録において、当該事業所における申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年12月25日）の後の平成8年2月29日付けで、7年4月1日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、B社の閉鎖登記簿謄本により、申立人が、申立期間③において取締役であったことが確認できるものの、社会保険庁の記録では、平成7年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「自分は、B社で営業担当の常務取締役として勤務していたが、平成7年10月末で退職しており、その後の状況等について、事業主等から何の説明も受けていない。」としているほか、当時の事業主や他の役員から事情を聴取できず、当時の経理担当者は、「申立期間当時、保険料を滞納していることを理由に社会保険事務所に行ったことはないし、^{そきゅう}遡及訂正についても何も知らない。」と証言している上、当該事業所が解散してから約2か月後に^{そきゅう}遡及訂正されていることを踏まえると、申立人が標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①及び②について、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年3月1日及び同年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日及び同年7月1日に訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額については、同年3月及び同年6月を5,000円とすることが必要である。

また、申立期間③のB社における資格取得日に係る記録を昭和35年10月26日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額については、35年10月は1万2,000円、同年11月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和30年3月1日から同年4月1日まで
②昭和30年6月1日から同年7月1日まで
③昭和35年10月26日から同年12月1日まで

私は、学校を卒業し、昭和30年3月から同年7月まで、C社D部に勤務していた。所持しているその当時の給与明細書によると、同年3月分及び同年6月分の給与から厚生年金保険料が控除されている。

また、私は、昭和32年7月からE社に勤務していたが、35年ごろにE社の関連会社であるB社に移籍した。所持しているその当時の給与明細書によると、35年10月分及び同年11月分の給与から厚生年金保険料が控除されている。

いずれの事業所についても、給与明細書から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人が提出した昭和30年3月分及び同年6月分の給与明細書及び同僚の証言並びに申立人の業務内容に関する明確な記憶により、申立人が申立期間①及び②においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、申立人は、「C社D部に勤務し、製造部門の補助をしていた。」と主張しているところ、申立期間①及び②当時、A社に係る被保険者資格を取得している者で事情を聴取できた6人のうち、3人が勤務していたとする事業所の所在地と申立人が覚えている勤務先の所在地は一致している上、その3人共に「自分は、職人として、C社のD部に勤務していた。」と証言していることから、申立人も何らかの理由により勤務していた事業所をC社D部と認識していたことがうかがえるものの、申立人が勤務していたのは、A社であることが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪している上、当時の事業主及び役員は既に死亡しており、これを確認することはできないが、申立期間①及び②に行われる事業主による申立てどおりの資格取得届及び喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年3月分及び同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人が提出した昭和35年8月分から同年12月分までの給与明細書により、申立人が、申立期間③において、B社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、昭和35年10月は、1万2,000円、同年11月は、2万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和35年12月1日であり、申立期間③において、当

該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるものの、申立人が申立期間③の直前に勤務していたE社によると、「昭和35年8月25日に、当社のF事務所が独立し、B社となった。」と証言しているところ、申立人は、「E社のF事務所がB社として法人登記された当時、20人ぐらいの従業員がB社に勤務していた。」としている上、当該事業所が新規適用された時点（昭和35年12月1日）で、29人が被保険者資格を取得していることが確認でき、業種及び従業員数から見て、当該事業所は、申立期間③において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、当該事業所の代表清算人は当時の資料が無いため不明としているが、事業主は、申立期間③において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしているにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和26年4月30日)及び資格取得日(昭和26年6月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月30日から同年6月1日まで

私は、昭和26年4月にA社に入社し、28年8月まで営業として継続して勤務していた。26年5月ごろ、同じ時期に入社した同僚と共にA社B支店に転勤したが、途中で退職したことはない。その同僚も、申立期間と同じ期間について、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないとして、第三者委員会に申立てを行い、既に被保険者記録が訂正されているので、私についても、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録において、申立人は、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和26年4月10日に取得し、同年4月30日に喪失後、同年6月1日に改めてA社に係る被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社B支店に勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、A社B支店に転勤した後も、事業主との雇用関係は継続し、雇用形態や勤務条件等についての変化をうかがわせる事情もなく、継続してA社に営業職として勤務していたものと認められる。

また、申立期間当時において、社会保険庁の記録上、A社B支店(類似

名称を含む。)については、厚生年金保険の適用事業所としての登録は確認できなかった上、申立期間当時、A社B支店で経理を担当していた者は、「私が給与などの経理業務を担当していたが、厚生年金保険の適用はC市にある本社で一括して手続していた。」と証言していることから、A社では、C市に所在していたA社本社において、A社B支店を含めて、厚生年金保険を一括適用していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に全喪している上、当時の事業主は死亡しており、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和 39 年 9 月 1 日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 9 月から 40 年 9 月までの期間を 2 万円、同年 10 月及び同年 11 月を 2 万 6,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 39 年に A 社 B 営業所に運転手として入社し、41 年 12 月まで勤務していたが、申立期間が A 社に係る厚生年金保険被保険者期間となっていない。

昭和 39 年 6 月から A 社に勤務していたとする者が、A 社に係る被保険者資格取得日が異なるとして、第三者委員会に申立てを行い、既に資格取得日が同年 9 月 1 日に訂正されているので、私についても、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 39 年 4 月 15 日から A 社に勤務していたことが確認できる上、運転手として勤務していたことは複数の同僚の証言により推認できる。

また、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の当該事業所に係る一つ目の厚生年金保険記号番号が、昭和 39 年 9 月 29 日（資格取得日は昭和 39 年 9 月 1 日）に払い出されていることが確認できる。

さらに、当該払出簿を見ると、昭和 39 年 9 月 29 日付けで当該事業所の 32 人（申立人を含む。）に厚生年金保険記号番号が払い出され、それら 32 人の「備考」欄に「←取消→」と鉛筆で記入されているものの、取消

処理を行った日付、事由等の記載が無く、このような処理を社会保険事務所が行う合理的な理由は見当たらない上、32人（申立人を含む。）のうち事情を聴取できた8人（申立人を除く。）は、いずれも、当該事業所から、被保険者資格取得取消に係る説明は受けていないと証言しているほか、申立人が覚えている同僚は、申立期間において、申立人の勤務形態や業務内容に変化は無かったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和39年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和40年12月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、39年9月から40年9月までの期間を2万円、同年10月及び同年11月を2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年2月から45年3月まで
②昭和46年4月から47年3月まで

私は、A市内の料理店で働いていたところに20歳になったが、その数か月後に、市役所の担当者が自宅を訪れ、国民年金の加入を強く勧められたので、加入手続をした。当時は、収入も少ない上に病弱で、日々の暮らしが大変であったが、市役所の担当者が、度々集金に来て、国民年金保険料の納付を督促したため、無理をしながらも納付し、妻が20歳になってからは私と妻の二人分の国民年金保険料を納付していた。また、納付記録の確認できる昭和45年度の国民年金保険料は、私が市役所に出向いて納付した。

申立期間の領収書などは見付かっていないが、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人は、「20歳になった時は、B駅付近に住んでいた。その後、その付近を2回ほど転居し、A市C区に落ち着いた。私が20歳になって数か月後に市役所の担当者が自宅に来て、国民年金に加入するように強く言われたので、仕方なく加入手続をした。」と主張しているところ、戸籍の附票によると、申立人の主張する居住地と住民票上の住所が一致するのは昭和44年3月以降のA市C区のみで、それ以前に

については、行政側が申立人の居住地を把握できていなかったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年1月13日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の一部は時効のため納付することができなかったものと考えられるほか、申立人は、さかのぼって納付したとの主張も無く、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、市役所の担当者が集金に来ていたので、その担当者に納付し、領収書をもらっていた。」と主張しているところ、当該期間当時、申立人が居住していたと主張するA市D区及びA市E区は共に、「その当時、担当者が保険料を集金していたことは事実であるが、当時は、印紙検認方式で収納していたので、領収書を発行することはなかった。」としている。

加えて、申立期間②について、申立人は、「F市に転居してからは国民年金保険料を納付していない。」と主張しているところ、戸籍の附票により、当該期間中の昭和46年6月21日にF市に住民票を異動していることが確認できる上、当該期間直前の45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、申立人が所持している国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録から、A市E区で45年7月、同年10月、同年12月及び46年3月の4回にわたり納付したことが確認でき、当該期間の国民年金保険料を納付する前にF市に転居した可能性を否定できず、このほか、申立人には、当該期間以降の国民年金加入期間について、未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から45年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和39年8月から45年3月まで
②昭和46年4月から47年3月まで

私が20歳になった昭和39年ごろ、市役所の担当者が自宅を訪れ、国民年金の加入を強く勧められたので、加入手続をした。当時は、店員の見習中で、「日々の暮らしが大変だ。」と言うと、担当者から「飯は食わんでも将来のために国民年金保険料を払え。」と怒鳴られたのを昨日のここのように覚えている。その後、市役所の担当者が、度々集金に来たので、夫が夫婦二人分の保険料について、かなり無理をしながらも遅れずに納付していたことも覚えている。また、45年4月からの1年間の国民年金保険料は、夫が市役所に出向いて納付した。

申立期間の領収書などは見付かっていないが、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月13日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、その時点では、当該期間の一部は時効のため納付することができなかつたものと考えられる上、申立人夫婦から、さかのぼって納付したとの主張も無く、当該期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「夫が夫婦二人分の国民年金保険料を集金に来ていた市役所の担当者に納付していた。」と主張しているところ、戸籍の附票によると、当該期間のうち、昭和39年8月から44年2月までの期間については、婚姻前の期間であり、申立人の住民票上の住所は、申立人の夫の住民票上の住所と行政区域が異なっており、その期間において、当時、申立人と同居していた申立人の夫が申立人の分を含めて二人分の国民年金保険料を集金に来ていた市役所の担当者に納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②について、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、「A市に転居してからは国民年金保険料を納付していない。」と主張しているところ、戸籍の附票により、当該期間中の昭和46年6月21日にA市に住民票を異動していることが確認できる上、当該期間直前の45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、申立人が所持している国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録から、B市C区で45年7月、同年10月、同年12月及び46年3月の4回にわたり納付したことが確認でき、当該期間の国民年金保険料を納付する前にA市に転居した可能性を否定できず、このほか、申立人には、当該期間以降の国民年金加入期間について、未納期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年4月まで

私は、A町（現在は、B市）に居住していた時、役場年金係の担当者から、国民年金に加入するように何度も勧められていた。その当時、高校に進学していた子供の教育費などの経済的な理由で、その都度、お断りしていたが、昭和38年の夏ごろ、その担当者と知り合いでもあった夫が加入手続きを行い、夫が、56年9月に亡くなるまで、申立期間を含め、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

当時、夫の転勤に伴い、夫と共にC町及びD町（現在は、両町ともB市）に転居したが、いずれも国民年金保険料の集金は無かったと思うので、保険料は、夫の給与から控除されていたか、夫が直接、転居先の役場で納付していたと思う。

夫が亡くなってからは、私が地区の納付組合に納付していたが、申立期間に係る国民年金保険料は夫が納付してくれていたのに、未納とされていることに納得がいかない。

申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 5 月 6 日に任意加入被保険者として払い出されており、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することができなかったものと考えられる上、社会保険庁の記録上、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「役場担当者から国民年金の加入を勧められていた。昭和 38 年の夏ごろ、夫が、その担当者と知り合いであったこともあり、国民年金の加入手続をしてくれたはずである。」と主張しているところ、B 市では、「当該担当者が、国民年金を所管する部署に配属されたのは、昭和 46 年 12 月であり、それ以前に担当していない業務を行うことは考えられない。」と回答しており、申立人は、申立人の夫が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとする時期を勘違いしている可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 32 年 6 月から 35 年 6 月まで
②昭和 35 年 11 月から 36 年 3 月まで

私は、申立期間①において、定時制高校に通学しながらA社B店に勤務していた。また、申立期間②において、C社に勤務していた。

申立期間①の直後に勤務していた事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるのに、申立期間①及び②において、A社及びC社に係る加入記録が確認できないのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言により、申立人が、少なくとも申立期間①の一部において、A社B店に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「その当時の当社に係る社会保険の資格取得者及び喪失者の記録に申立人の氏名は確認できない。」としている上、A社の元役員は、「当時、学生は、学校に間に合うように17時には仕事を終わらせていたが、正社員は20時ぐらいまで働いていた。正社員はすべて厚生年金保険に加入させていたが、学生については、本人が厚生年金保険に加入する意思があり、かつ、一定の期間、A社に勤務していた者でなければ加入させていなかったと思う。」としており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間①及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間①において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立期間②においてC社に係る被保険者記録が確認できる者の証言により、申立人が、少なくとも申立期間②の一部において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の事業を継承したD社は、「申立人の申立期間に係る保険料控除や保険料納付状況については当時の資料等が無く不明である。」としており、当時の事業主の所在は不明である上、申立期間②において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者で事情を聴取することができた者のうち二人は、「当時は見習期間（試用期間）があり、その期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」としており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間②及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立期間②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 11 日から 31 年 8 月 23 日まで
私は、昭和 30 年 7 月 11 日から 31 年 8 月 22 日まで、A 丸に乗船し、B 県沖、C 県沖、D 県沖で鰹や鯖の漁をしていたが、この間の船員保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。当時のことは、給与をもらっていたくらいで、明細書などは無いし、船員保険料について、会社がどうしていたのかは分からないが、船員手帳により乗船の事実が確認できるので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 丸に乗船していたことは、申立人が所持している船員手帳により確認できる。

しかし、社会保険庁の記録において、船員手帳に記載されている A 丸の所有者が、船員保険を適用されていた期間は、昭和 32 年 11 月 1 日から 43 年 8 月 12 日までの期間（社会保険庁の記録における船舶所有者は、E 社）であり、申立期間において、当該船舶所有者は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録上の船舶所有者は既に解散し、船員手帳に記載されている船舶所有者の所在は不明である上、当該船舶所有者が初めて船員保険を適用された時に被保険者資格を取得していることが確認できる 4 人のうち、申立期間当時から勤務していたとする 2 人に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実等に関する証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁が保管している当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認できない上、被保険者は当該名簿の「被保険者証記号番号」欄に付された番号順に記載されており、欠番は無いほか、申立人が覚えている同僚（1人）及び申立人が所持している船員手帳によりA丸の船長であったことが確認できる者についても、当該船舶所有者に係る被保険者名簿において、氏名を確認できない。

このほか、申立期間において、船舶所有者により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 324 (事案 88 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年 10 月から 33 年 1 月まで
②昭和 34 年 4 月から 35 年 11 月 1 日まで
③昭和 37 年 4 月から同年 11 月まで
④昭和 38 年 1 月から 39 年 12 月まで

私は、申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社、申立期間③についてはC社、申立期間④についてはD社にそれぞれ勤務していた。申立期間に係る年金記録確認の申立てをしたところ、平成 20 年 10 月に年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、申立期間①について、昭和 31 年 10 月にA社に入社した後に病院に入院した際、健康保険証を使用した覚えがある。

申立期間②については、その前に勤務していた会社を退職した翌年、B社に入社した。

申立期間③については、社会保険庁の記録では、C社に係る被保険者資格喪失日と同日にE社に係る被保険者資格を取得していることとなっているが、C社を退職して、すぐに別の会社に転職した覚えは無いし、C社には、昭和 36 年 8 月から 37 年 11 月まで継続して勤務していた。

申立期間④については、昭和 38 年 1 月にD社に入社し、事故で死亡した同僚の葬儀に参列したことや取引業者名を覚えている。

前回申立て以降、新たな資料等は見付からなかったが、以上のことから、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間①について、A社は既に全

喪し、当時の事業主は死亡しており、同僚からも申立人が事業主により給与から申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言が得られないこと、申立期間②について、同僚の証言から、当時、B社では、入社して一定期間経過した後に従業員を社会保険に加入させていた可能性がうかがえること、申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人がC社に勤務していたとする期間の一部に、別の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できること、申立期間④について、事業所の所在地や同僚に係る被保険者記録から、その当時勤務していた事業所を昭和37年1月から同年4月までの期間に申立人に係る被保険者記録が確認されているE社と誤認している可能性がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①については、申立人は、「病院に入院した際、健康保険証を使用した覚えがある。」と主張しているが、具体的な病院名、場所等を覚えていない上、申立期間①において、A社に係る被保険者記録が確認できる者で新たに事情を聴取することができた者のうち、申立人と同じ昭和31年に入社したとしている二人は、社会保険庁の記録上、本人が主張している入社日から約1年後に厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、「試用期間があった。」、「入社当初は、厚生年金保険への加入を希望しなかった。」とそれぞれ証言していることから、当該事業所では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

申立期間②については、申立人が申立人よりも前に入社していたとする同僚は、申立期間②中の昭和35年7月1日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間②において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者のうち、新たに事情を聴取することができた者は、「当時、B社では試用期間を設けていたと思う。B社をすぐに辞める人が多かったので、厚生年金保険には、B社に一定期間勤務した者を対象にして加入させていたと思う。」としているほか、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ35年11月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している二人は、それぞれ、同年5月及び同年9月ごろに入社したとしていることから、当該事業所では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

申立期間③については、社会保険庁が保管しているC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格取得日及び喪失日はオンライン記録と一致している上、被保険者は健康保険の整理番号順

に記載されており、申立期間③及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められないほか、申立期間③において、C社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に、新たに事情を聴取しても、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間④については、申立人は「D社に勤務していた時、事故で死亡した同僚の葬儀に参列したことや、取引業者名を覚えている。」と主張しているが、D社の役員は、「会社設立以降、死亡事故は発生していないし、申立人が取引業者として業者名を挙げた会社は当社の取引業者ではない。」と証言しているほか、申立人の昭和37年1月から同年4月までの期間の被保険者記録が確認できるE社において、被保険者記録が確認できる者のうち、新たに事情を聴取することができた者は、「時期はよく覚えていないが、同僚が死亡した事故があった。」、「申立人が挙げた取引業者はE社と取引のあった業者である。」としていることから、申立人は、申立期間④当時に勤務していたとするD社と、E社とを勘違いしている可能性がうかがえる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。